

白井市青少年婦人(女性)センター、白井市老人福祉センター及び
白井市福祉作業所の指定管理者の指定について

白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項、
白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項及び
白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基
づき、下記のとおり白井市青少年婦人(女性)センター、白井市老人福祉セ
ンター及び白井市福祉作業所の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市青少年婦人(女性)センター
白井市老人福祉センター
白井市福祉作業所
所在地：白井市清戸 766 番地の 1

2. 指定管理者となる団体

団体名：社会福祉法人 白井市社会福祉協議会
会長 米井 楯一
所在地：白井市復 1 1 2 3

3. 指定の期間

平成 1 8 年 9 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の運営実績により
選定

5. 選定の経過

- 募集要項の配布 平成 1 7 年 1 1 月 1 日～1 1 月 3 0 日
- 現地施設説明会 平成 1 7 年 1 1 月 1 1 日
- 応募受付 平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日～1 2 月 2 日
- 選定審査会
 - (第 1 回) 平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日 現地視察・審査手順・審
査表の検討
 - (第 2 回) 平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日 審査手順・審査表の決定
 - (第 3 回) 平成 1 8 年 1 月 1 0 日 第 1 次審査(書類)
 - (第 4 回) 平成 1 8 年 1 月 1 8 日 第 2 次審査(面接)・総合
審査
- 平成 1 8 年第 1 回白井市議会定例会に指定議案提出
平成 1 8 年 2 月 2 1 日
- 指定議案の議決 平成 1 8 年 3 月 1 4 日
- 指定告示 平成 1 8 年 3 月 1 7 日(教育委員会)
平成 1 8 年 3 月 2 8 日(市)

6. 応募団体数 1 者

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

選定基準	審査項目	候 補 者	その他の団体		
		白井市社会福祉協議会	A	B	C
資格審査	・申請の資格要件について	合格	—	—	—
	・欠格事項の該当の有無について	合格	—	—	—
	・提出書類について	合格	—	—	—
		合格	—	—	—

選定基準	審査項目 (基準点数)	候 補 者	その他の団体		
		白井市社会福祉協議会	A	B	C
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	〔青少年女性センター〕 ・施設の設置目的に係る管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)	29	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・施設の設置目的に係る管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	〔福祉作業所〕 ・施設の設置目的に係る管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	〔青少年女性センター〕 ・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	〔福祉作業所〕 ・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	〔青少年女性センター〕 ・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	29	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	〔福祉作業所〕 ・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	〔青少年女性センター〕 ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	29	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	34	—	—	—
	〔福祉作業所〕 ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	〔3施設一括〕 ・緊急時の対策等について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	〔青少年女性センター〕 ・利用促進方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・利用促進方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	〔福祉作業所〕 ・利用促進方法について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	〔青少年女性センター〕 ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	〔老人福祉センター〕 ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	30	—	—	—

選定基準	審査項目 (基準点数)	候 補 者	その他の団体		
		白井市社会福祉協議会	A	B	C
	・青少年女性センターの業務について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・老人福祉センターの業務について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	・福祉作業所の業務について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[青少年女性センター] ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[老人福祉センター] ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[福祉作業所] ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[3施設一括] ・指定管理料金及び収支計画書について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[青少年女性センター] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[老人福祉センター] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[福祉作業所] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (人的要件)	[青少年女性センター] ・管理体制について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[老人福祉センター] ・管理体制について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	[福祉作業所] ・管理体制について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護) (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・個人情報保護措置について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
合計点数 (基準点数:34項目×5点×6人=1,020点)		1,037	—	—	—
審査会の意見の概要 白井市青少年女性センター、老人福祉センター、福祉作業所は、複合施設として設置され、これまで市社会福祉協議会が管理委託制度に基づき管理してきたところですが、今回、他の民間事業者等の参入も可能な施設として公募により指定管理者の募集が行われたものです。 審査の結果、当審査会は、白井市社会福祉協議会を白井市青少年女性センター、老人福祉センター、福祉作業所の指定管理者の候補者として決定しました。 〔主な選定理由〕 ①これまでの実績を基礎として市民サービスの向上が期待できること ②自主事業の実施計画、利用促進方法、業務運営計画などの提案から、施設の効用を発揮させた管理が期待できること ③人員配置など管理体制の提案から、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④市が最低限必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること 〔付帯意見〕 これまでの実績等から管理体制に安定感がありますが、全体として従来の管理委託の内容を踏襲した感があり、青少年女性センターの運営などにおいて設置目的達成のため一層の努力を期待します。 また、候補者の提案では、全体事業費に占める人件費の割合が高いことから、今後は従来からの体制の転換を図るなど自己改革に努め、人件費の抑制をはじめ経費節減に向けた努力を期待します。					

白井市民プールの指定管理者の指定について

白井市民プールの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市民プールの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市民プール

所在地：白井市神々廻1701番地の1ほか

2. 指定管理者となる団体

団体名：協栄ビルメンテナンス株式会社 千葉支店

取締役支店長 山田 文夫

所在地：船橋市宮本8-42-4

3. 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及び当該施設を含む公営プールの管理運営実績により選定

5. 選定の経過

●募集要項の配布 平成17年11月 1日～12月 2日

●現地施設説明会 平成17年11月16日

●応募受付 平成17年11月16日～12月 2日

●選定審査会

(第1回)	平成17年12月19日	現地視察・審査手順・審査表の検討
-------	-------------	------------------

(第2回)	平成17年12月26日	審査手順・審査表の決定
-------	-------------	-------------

(第3回)	平成18年 1月10日	第1次審査(書類)
-------	-------------	-----------

(第4回)	平成18年 1月18日	第2次審査(面接)・総合審査
-------	-------------	----------------

●平成18年第1回白井市議会定例会に指定議案提出

平成18年 2月21日

●指定議案の議決 平成18年 3月14日

●指定告示 平成18年 3月22日

6. 応募団体数 1者

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井市民プール 指定管理者候補者選定審査表

選定基準	審査項目	候 補 者	その他の団体		
		協栄ビルメンテナンス(株)千葉支店	A	B	C
資格審査	・申請の資格要件について	合格	—	—	—
	・欠格事項の該当の有無について	合格	—	—	—
	・提出書類について	合格	—	—	—
		合格	—	—	—

選定基準	審査項目 (基準点数)	候 補 者	その他の団体		
		協栄ビルメンテナンス(株)千葉支店	A	B	C
(1)事業計画書による市民プールの管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営にあたっての基本的方針について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(1)事業計画書による市民プールの管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	33	—	—	—
	・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、市民プールの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	36	—	—	—
	・緊急時の対策等について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	・利用促進方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、市民プールの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)	34	—	—	—
	・指定管理料金及び収支計画書について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・類似施設(公営プール)の運営状況について (5点×6人=30点)	34	—	—	—
	・施設、設備の維持管理方針について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・職員の配置人数について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	・職員の研修計画について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護) (その他の関係法令等)	・個人情報保護措置について (5点×6人=30点)	33	—	—	—
合計点数 (基準点数:15項目×5点×6人=450点)		479	—	—	—

審査会の意見の概要

白井市民プールは、これまで、開設期間中の監視業務など一部の業務を民間事業者に委託していましたが、今回、指定管理者制度に移行することとして、公募により指定管理者の募集が行われたものです。

審査の結果、当審査会は、協栄ビルメンテナンス(株)千葉支店を白井市民プールの指定管理者の候補者として決定しました。

〔主な選定理由〕

- ①施設の設置目的を理解し、これまでの実績を基礎として平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること
- ②水泳教室の開催など具体的な自主事業計画の提案から、施設の効用を発揮させた管理が期待できること
- ③利用料金、指定管理料の抑制など経費削減による効率的な管理が期待できること
- ④近隣市等の公営プールの管理を数多く受託する運営実績や職員配置などの管理体制から、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ⑤個人情報の適切な保護のための認定制度であるプライバシーマークの取得など個人情報保護措置についての取り組みが評価できること
- ⑥市が最低限必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

〔付帯意見〕

企業努力による経費節減を高く評価するものですが、サービス低下を招くことのないよう設置者として市の適切な監督を望みます。

白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について

白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市高齢者就労指導センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市高齢者就労指導センター

所在地：白井市清戸765番地の2

2. 指定管理者となる団体

団体名：社団法人 白井市シルバー人材センター

理事長 天野 武彦

所在地：白井市清戸765番地の2

3. 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の運営実績により選定

5. 選定の経過

●申請取扱要領の配布 平成17年11月 1日から

●申請受付 平成17年12月 2日まで

●選定審査会

(第1回)	平成17年12月19日	現地視察・審査手順・審査表の検討
(第2回)	平成17年12月26日	審査手順・審査表の決定
(第3回)	平成18年 1月10日	第1次審査(書類)
(第4回)	平成18年 1月18日	第2次審査(面接)・総合審査

●平成18年第1回白井市議会定例会に指定議案提出

平成18年 2月21日

●指定議案の議決 平成18年 3月14日

●指定告示 平成18年 3月28日

6. 申請団体数 1者

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井市高齢者就労指導センター 指定管理者候補者選定審査表

選定基準	審査項目	候補者	その他の団体		
		白井市シルバー人材センター	A	B	C
資格審査	・申請の資格要件について	—	—	—	—
	・欠格事項の該当の有無について	—	—	—	—
	・提出書類について	合格	—	—	—
		合格	—	—	—

選定基準	審査項目 (基準点数)	候補者	その他の団体		
		白井市シルバー人材センター	A	B	C
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・施設の設置目的に係る管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	・緊急時の対策等について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・利用促進方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	・高齢者就労指導センターの業務について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・指定管理料金及び収支計画書について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護) (その他の関係法令等)	・個人情報保護措置について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
合計点数 (基準点数:14項目×5点×6人=420点)		427	—	—	—

審査会の意見の概要

高齢者就労指導センターは、設置当初から高齢者の就労に関する業務を担う白井市シルバー人材センターが管理委託制度に基づき管理してきたところで、今回も白井市シルバー人材センターの管理が望ましいとして、市から1者指名を受け申請されたものです。

審査の結果、当審査会は、白井市シルバー人材センターを白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者として決定しました。

〔主な選定理由〕

- ①これまでの実績を基礎として、市民サービスの向上が期待できること
- ②自主事業計画や業務計画などから、施設の効用を発揮させた管理が期待できること
- ③これまでの運営を基礎として、適切な施設の維持管理により安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④市が最低限必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

〔付帯意見〕

団塊の世代の定年など本格的な高齢化社会の到来に向けて、高齢者就労指導センターの設置目的である就労支援・生きがいづくりに資する事業の充実を望みます。

白井市地域福祉センターの指定管理者の指定について

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市地域福祉センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市地域福祉センター

所在地：白井市復1123

2. 指定管理者となる団体

団体名：社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

会長 米井 楯一

所在地：白井市復1123

3. 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の運営実績により選定

5. 選定の経過

●申請取扱要領の配布 平成17年11月 1日から

●申請受付 平成17年12月 2日まで

●選定審査会

(第1回)	平成17年12月19日	現地視察・審査手順・審査表の検討
-------	-------------	------------------

(第2回)	平成17年12月26日	審査手順・審査表の決定 第1次審査(書類)
-------	-------------	--------------------------

(第3回)	平成18年 1月18日	第2次審査(面接)・総合 審査
-------	-------------	--------------------

●平成18年第1回白井市議会定例会に指定議案提出

平成18年 2月21日

●指定議案の議決 平成18年 3月14日

●指定告示 平成18年 3月28日

6. 申請団体数 1者

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井市地域福祉センター 指定管理者候補者選定審査表

選定基準	審査項目	候 補 者	その他の団体		
		白井市社会福祉協議会	A	B	C
資格審査	・申請の資格要件について	—	—	—	—
	・欠格事項の該当の有無について	—	—	—	—
	・提出書類について	合格	—	—	—
		合格	—	—	—

選定基準	審査項目 (基準点数)	候 補 者	その他の団体		
		白井市社会福祉協議会	A	B	C
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・施設の設置目的に係る管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)	33	—	—	—
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
	・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)	38	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	33	—	—	—
	・緊急時の対策等について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	・利用促進方法について (5点×6人=30点)	31	—	—	—
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・指定管理料金及び収支計画書について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	32	—	—	—
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	30	—	—	—
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)	35	—	—	—
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護) (その他の関係法令等)	・個人情報保護措置について (5点×6人=30点)	33	—	—	—
合計点数 (基準点数:12項目×5点×6人=360点)		390	—	—	—

審査会の意見の概要

地域福祉センターは、設置当初から地域福祉の担い手である市社会福祉協議会が管理委託制度に基づき管理してきたところで、今回も市社会福祉協議会の管理が望ましいとして、市から1者指名を受け申請されたものです。

審査の結果、当審査会は、白井市社会福祉協議会を白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者として決定しました。
〔主な選定理由〕

- ①施設の設置目的を理解し、これまでの実績を基礎として平等利用の確保、サービスの向上が期待できること
- ②自主事業の実施計画、緊急時の対策、指定管理料などの提案から、施設の効用発揮、効率的な管理が期待できること
- ③これまでの運営実績や職員配置などの管理体制から、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④個人情報保護措置への適切な取り組みが認められること
- ⑤市が最低限必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

〔付帯意見〕

指定管理料が発生せず経費節減の余地がないことから、指定管理者制度導入の効果としては利用登録団体の拡大、利用率の向上など市民サービスの向上が求められていますので、設置者である市との協議のうえ一層の努力を望みます。

白井市公民センター及び白井市勤労青少年ホームの指定管理者の 指定について

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項及び白井市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市公民センター及び白井市勤労青少年ホームの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市公民センター・白井市勤労青少年ホーム（一括）
所在地：白井市中98番地の17

2. 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 ワークーズコープ
代表理事 永戸 祐三
所在地：東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F

3. 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会において、最も高い得点を獲得し選定された団体であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できるため選定

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 公募
- 募集要項の配布 平成19年7月1日～7月31日
- 現地施設説明会 平成19年7月10日
- 応募受付 平成19年7月2日～7月31日
- 選定審査会
 - (第1回) 平成19年7月2日 ・審査手順の検討・決定
 - (第2回) 平成19年9月6日 ・諮問
 - ・審査票の検討、決定
 - ・対象施設の現地視察
 - (第3回) 平成19年9月26日 ・第1次審査(書類)
 - (第4回) 平成19年10月3日 ・第2次審査(面接)
 - ・総合審査
- 答申 平成19年10月23日
- 指定管理者の候補者の選定 平成19年11月2日
- 指定議案提出 平成19年11月22日
(平成19年第4回白井市議会定例会)
- 指定議案の議決 平成19年12月3日
- 指定告示 平成19年12月7日

6. 応募団体数 6者

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井市公民センター・勤労青少年ホーム 指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候 補 者	第2順位	第3順位	その他の団体		
		NPO法人 ワーカーズコープ	B	C	D	E	F
資格審査	・申請の資格要件について	合格	合格	合格	合格	合格	合格
	・欠格事項の該当の有無について	合格	合格	合格	合格	合格	合格
	・提出書類について	合格	合格	合格	合格	合格	合格
資格審査の判定		合格	合格	合格	合格	合格	合格

選定基準	審査項目	候 補 者	第2順位	第3順位	その他の団体		
		NPO法人 ワーカーズコープ	B	C	D	E	F
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	〔公民センター〕 ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	49	43	40	40	38	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	48	43	40	41	38	－
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	〔公民センター〕 ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	45	38	36	37	28	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	45	38	36	37	29	－
	〔公民センター〕 ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	45	35	30	33	29	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	43	35	30	33	29	－
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	〔公民センター〕 ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	46	45	31	34	31	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	45	44	31	36	31	－
	〔2施設一括〕 ・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	32	26	32	27	16	－
	〔公民センター〕 ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	40	35	33	29	25	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	41	36	32	28	26	－
	〔勤労青少年ホーム〕 ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	42	38	29	29	27	－
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	〔2施設一括〕 ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	33	35	31	33	22	－
	〔2施設一括〕 ・指定管理料金及び収支計画書について (30点×6人=180点)	225	250	188	0	0	－
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	〔2施設一括〕 ・申請者について (5点×6人=30点)	42	45	48	17	20	－
	〔2施設一括〕 ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	51	51	33	9	9	－
	〔2施設一括〕 ・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	39	36	32	27	22	－

白井市公民センター・勤労青少年ホーム 指定管理者候補者選定審査票

2/2

(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	[2施設一括] ・管理体制について (5点×6人=30点)	32	32	31	33	29	－
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[2施設一括] ・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	31	34	33	32	27	－
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[2施設一括] ・関係法令について (5点×6人=30点)	30	28	36	30	28	－
合計点数〔基準点数(19項目×5点+30点)×6人=750点〕		1,004	967	832	585	504	*
審査会の意見の概要 市内6地区に設置されているコミュニティ施設(複合施設)については、これまで全て市が直営で管理してきましたが、市では、平成20年度からサービス向上と経費節減が期待される指定管理者制度を順次導入する予定としており、その一環として公募により白井市公民センター・勤労青少年ホームの指定管理者の募集が行われたものです。 審査の結果、当審査会は、多くの評価項目で第1位の評価を得て、市が最低限必要としている基準点数を上回る3団体の中で最も高い点数を獲得した「NPO法人ワーカーズコープ」を白井市公民センター・勤労青少年ホームの指定管理者の候補者として決定しました。 また、第2順位、第3順位として決定した2団体は、市が最低限必要としている基準点数を上回っており、団体の財務状況や類似施設の運営実績などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる十分な能力を有していると判断しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ①管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ②ナレッジバンクの開設やこどもまつりの開催、職業相談事業など各施設の目的に沿った具体的で多様な自主事業の提案をはじめ、情報誌の発行や利用料金の減額による利用促進の提案などから、施設の効用を発揮させた管理が期待できること ③指定管理料金及び収支計画書では、指定管理料の抑制を図りながら、必要な人員(賃金)の確保や自主事業の提案、利用料金の減額などサービス向上にも配慮したバランスの取れた経費配分となっており、効率的な管理が期待できること ④図書館、老人福祉センター、児童館などを併設した複合施設をはじめ、多くの指定管理業務の実績があり、安定した管理を行う能力を有していると認められること ⑤最も高い得点を獲得しており、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること 〔付帯意見〕 NPO法人ワーカーズコープについては、指定管理料金など経費節減の評価では第2順位でしたが、これまでの実績やそれに基づく自主事業の提案、地域の活性化・人材活用など地域との連携・協働の運営方針等が高く評価され候補者として選定されたものであり、特に提案のあった自主事業や利用促進策の確実な実施と利用率の向上に努めるよう要望します。 また、工業団地内にある勤労青少年ホームとして、夜間開庁時間の延長など勤労者の利用に配慮した運営が望まれます。 市内には、指定管理者になろうとするNPO法人・市民団体がありますので、その先導的な事例としても期待したいと考えます。							

* 申請団体Fは、第2次審査欠席のため審査対象外になりました。

白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について

白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市高齢者就労指導センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市高齢者就労指導センター

所在地：白井市清戸765番地の2

2. 指定管理者となる団体

団体名：社団法人 白井市シルバー人材センター

理事長 天野 武彦

所在地：白井市清戸765番地の2

3. 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績による

5. 選定の経緯

●公募・非公募の別 非公募（1者指名）

●募集要項の配布 平成20年7月1日～

●応募受付 平成20年7月18日～7月31日

●選定審査会

（第1回）平成20年6月24日 ・審査手順の検討、決定

（第2回）平成20年9月1日 ・諮問

・審査票の検討、決定

・第1次審査（書類）

・総合審査（候補者の選定）

●答申 平成20年10月31日

●指定管理者の候補者の選定 平成20年11月7日

●指定議案提出 平成20年12月17日

（平成20年第4回白井市議会定例会）

●指定議案の議決 平成21年1月19日

●指定告示 平成21年1月22日

6. 応募団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

高齢者就労指導センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者			
		白井市シルバー人材センター			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	31			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	33			
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	33			
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	35			
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	30			
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	28			
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	31			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	34			
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	33			
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	33			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)	35			
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	32			
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	35			
サービス等の評価点数 [基準点数 13項目×5点×6人=390点]		423			

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料金及び収支計画書について	64			
価格評価点数		64			

評価点数 計		487			
--------	--	-----	--	--	--

審査会の意見の概要

高齢者就労指導センターは、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送るため、高齢者の就労に必要な技能の習得及び教養の向上に資することを目的として、平成12年4月に設置され、設置当初から、高齢者の就労支援や生きがいづくりを担う「白井市シルバー人材センター」が管理委託制度に基づき管理を行ってきたもので、平成18年度から指定管理者制度に移行した際も指定管理者として指名され管理を行ってきました。

平成20年度で3年間の指定期間が満了することから、施設の設置目的と団体の設立趣旨が一致し、これまでも適切な管理を行ってきた「白井市シルバー人材センター」が引き続き管理することが望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。

審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。

その結果、当審査会は、サービス等の評価点数で市が最低必要としている基準点数を上回る「白井市シルバー人材センター」を高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者として決定しました。

〔候補者の主な選定理由〕

- ① 市民サービスの向上方法や利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、市民サービスの向上が期待できること
- ② 就業支援や教養向上のための自主事業の提案から、施設の効用を発揮した管理が期待できること
- ③ 団体の財務状況やこれまでの高齢者就労指導センターの管理実績、管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

〔付帯意見〕

主たる業務である高齢者の就労支援の充実を図るため、講習受講者の就業率や企業等のニーズの把握に努め、就労支援に有効と認められる自主事業の実施を希望します。

白井市地域福祉センターの指定管理者の指定について

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市地域福祉センターの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市地域福祉センター

所在地：白井市復1123番地

2. 指定管理者となる団体

団体名：社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

会長 荒生 篤夫

所在地：白井市復1123番地

3. 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の運営実績による

5. 選定の経緯

●公募・非公募の別 非公募（1者指名）

●募集要項の配布 平成20年7月1日～

●応募受付 平成20年7月18日～7月31日

●選定審査会

（第1回）平成20年6月24日 ・審査手順の検討、決定

（第2回）平成20年9月1日 ・諮問

・審査票の検討、決定

・第1次審査（書類）

・第1次審査通過団体の決定

・総合審査（候補者の選定）

●答申 平成20年10月31日

●指定管理者の候補者の選定 平成20年11月13日

●指定議案提出 平成20年12月17日

（平成20年第4回白井市議会定例会）

●指定議案の議決 平成21年1月19日

●指定告示 平成21年2月5日

6. 応募団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

地域福祉センター指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者			
		白井市社会福祉協議会			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	36			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	35			
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	35			
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	37			
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	32			
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	31			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	33			
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	35			
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	33			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)	36			
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	33			
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	35			
評価点数〔基準点数 12項目×5点×6人=360点〕		411			
審査会の意見の概要					
地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種福祉情報の提供等を総合的に行うなど地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として、平成13年10月に設置され、設置当初から地域福祉の担い手である「白井市社会福祉協議会」が管理委託制度に基づき管理を行ってきたもので、平成18年度から指定管理者制度に移行した際も指定管理者として指名され管理を行ってきました。 平成20年度で3年間の指定期間が満了することから、施設の設置目的と団体の設立趣旨が一致し、これまでも適切な管理を行ってきた「白井市社会福祉協議会」が引き続き管理することが望ましいとして市から1者指名を受けて申請されたものです。 審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数で市が最低必要としている基準点数を上回る「白井市社会福祉協議会」を白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者として決定しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 地域福祉向上のための自主事業の提案から、施設の効用を発揮した管理が期待できること ③ これまでの地域福祉センターの管理実績や管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること 〔付帯意見〕 貸し館業務が主体であり今後も貸出部屋数に変更がないことから、指定管理期間を通して同一の提案内容となっていますが、指定管理期間が5年間とされたところであり、利用率の向上等に向けて長期的な展望を持ち管理に当たるよう要望します。					

白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定について

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第14条第1項、白井市児童館の設置及び管理に関する条例第14条第1項及び白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家（一括）
所在地：白井市堀込一丁目2番2号

2. 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三
所在地：東京都豊島区池袋三丁目1番2号 光文社ビル6F

3. 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会において、最も高い得点を獲得し選定された団体であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できるため

5. 選定の経緯

- 公募・非公募の別 公募
- 募集要項の配布 平成20年7月1日～7月31日
- 現地施設説明会 平成20年7月11日
- 応募受付 平成20年7月22日～7月31日
- 選定審査会
 - （第1回）平成20年6月24日 ・審査手順の検討、決定
 - ・対象施設の現地視察
 - （第2回）平成20年9月1日 ・諮問
 - ・審査票の検討、決定
 - （第3回）平成20年9月17日 ・第1次審査（書類）
 - （第4回）平成20年9月24日 ・第1次審査通過団体の決定
 - （第5回）平成20年10月7日 ・第2次審査（面接）
 - ・総合審査（候補者の選定）
- 答申 平成20年10月31日
- 指定管理者の候補者の選定 平成20年11月7日
- 指定議案提出 平成20年12月17日
（平成20年第4回白井市議会定例会）
- 指定議案の議決 平成21年1月19日
- 指定告示 平成21年1月22日

6. 応募団体数 5団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井駅前センター(白井駅前児童館・白井駅前老人憩いの家・白井駅前公民館)指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候 補 者	第2順位	その他の団体		
		NPO法人 ワーカーズコープ	B	C	D	E
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[コミュニティ] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	40	30	38	(30)	(31)
	[児童館] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	39	29	35	(29)	(29)
	[老人憩いの家] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	34	29	34	(29)	(29)
	[公民館] ・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	39	30	37	(29)	(31)
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	38	30	36	(28)	(35)
	[老人憩いの家] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	35	31	34	(27)	(32)
	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	38	31	35	(30)	(36)
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	35	31	34	(27)	(28)
	[老人憩いの家] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	36	31	35	(27)	(28)
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	40	33	36	(28)	(30)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[児童館] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	38	37	33	(32)	(32)
	[老人憩いの家] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	35	38	32	(32)	(30)
	[公民館] ・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	39	38	31	(32)	(35)
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	36	33	30	(35)	(37)
	[児童館] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	33	31	30	(26)	(25)
	[老人憩いの家] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	33	31	31	(26)	(25)
	[公民館] ・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	36	31	32	(26)	(28)
	[公民館] ・利用料金の額について (5点×6人=30点)	36	36	35	(36)	(34)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	32	31	33	(28)	(25)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×6人=30点)	33	32	17	(30)	(33)

白井駅前センター(白井駅前児童館・白井駅前老人憩いの家・白井駅前公民館)指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	その他の団体		
		NPO法人 ワーカーズコープ	B	C	D	E
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	39	34	12	(9)	(10)
	[3施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用 について (5点×6人=30点)	22	12	31	(12)	(22)
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	32	30	31	(29)	(27)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (人的要件)	[3施設一括] ・管理体制について (5点×6人=30点)	34	32	30	(30)	(30)
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	34	33	34	(28)	(30)
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (5点×6人=30点)	31	32	35	(27)	(30)
サービス等の評価点数 [基準点数 26項目×5点×6人=780点]		917	816	831	(722)	(762)

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効 用を最大限に発揮させ、かつ、効率的 な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料金及び収支計画書について	114	205	163	(221)	(162)
価格評価点数		114	205	163	(221)	(162)

評価点数 計	1,031	1,021	994	(943)	(924)
--------	-------	-------	-----	-------	-------

審査会の意見の概要	市内6地区に設置されているコミュニティ施設(複合施設)については、これまで全て市が直営で管理してきましたが、市では、サービス向上と経費節減が期待される指定管理者制度を順次導入することとしており、平成20年度からは、公民センター・勤労青少年ホームで指定管理者による管理が行われています。 白井駅前センターについては、平成21年度から制度導入を行うこととして公募により指定管理者の募集が行われたものです。 審査会では、応募のあった5団体について第1次審査を行い、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている基準点数を上回った3団体を第1次審査通過団体とし、当該3団体について第2次審査・総合審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた評価点数の合計が最も高い「NPO法人ワーカーズコープ」を白井駅前センターの指定管理者の候補者として決定しました。 また、第2順位として決定した1団体は、市が最低限必要としている基準点数を上回っており、団体の財務状況や類似施設の運営実績などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる十分な能力を有していると判断しました。 なお、近年、指定管理者の経営破たん等による指定の解除・辞退が見受けられ問題となっていることから、応募者の財務状況に係る評価項目(申請者について)の点数が市の最低必要としている基準点数に達しない場合は候補者としなかったこととしたため、第2順位以降の団体は1団体となりました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 中高生の居場所づくりや子育て支援などの自主事業の提案をはじめ、利用促進方法、利用料金減額の提案などから、施設の効用を発揮させた効率的な管理が期待できること ③ 市の公民センター・勤労青少年ホームをはじめとして多くの指定管理業務の実績があり、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること 〔付帯意見〕 候補者となったNPO法人ワーカーズコープは、中高生の居場所づくり(児童館延長開放事業)の充実や子育て支援など地域特性を踏まえた提案と意欲が特に高い評価を得たもので、提案に沿ってこれらの充実に努めるよう希望します。					
-----------	---	--	--	--	--	--

* 申請団体D・Eについては、第2次審査を実施していないため、第1次審査までの点数を参考に()書きで示しています。

白井市民プールの指定管理者の指定について

白井市民プールの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井市民プールの指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市民プール

所在地：白井市神々廻1701番地の1

2. 指定管理者となる団体

団体名：株式会社協栄 千葉支店

常務取締役支店長 山田 文夫

所在地：船橋市宮本八丁目42番4号

3. 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会の答申及び当該施設の管理運営実績から、適切な管理運営が期待できるため

5. 選定の経緯

●公募・非公募の別 公募

●募集要項の配布 平成20年7月1日～7月31日

●現地施設説明会 平成20年7月17日

●応募受付 平成20年7月18日～7月31日

●選定審査会

(第1回) 平成20年6月24日

・審査手順の検討、決定

(第2回) 平成20年9月1日

・諮問

・審査票の検討、決定

・第1次審査(書類)

・第1次審査通過団体の決定

(第4回) 平成20年9月24日

・第2次審査(面接)

・総合審査(候補者の選定)

●答申 平成20年10月31日

●指定管理者の候補者の選定 平成20年11月10日

●指定議案提出 平成20年12月17日

(平成20年第4回白井市議会定例会)

●指定議案の議決 平成21年1月19日

●指定告示 平成21年1月22日

6. 応募団体数 1団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井市民プール指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候補者			
		(株)協栄千葉支店			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	39			
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	40			
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	38			
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	37			
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	35			
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	38			
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)	35			
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	35			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	38			
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	43			
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	33			
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理運営体制について (5点×6人=30点)	38			
	・職員等の研修計画について (5点×6人=30点)	38			
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	37			
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	30			
サービス等の評価点数〔基準点数 15項目×5点×6人=450点〕		554			

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	〔3施設一括〕 ・指定管理料金及び収支計画書について	70			
価格評価点数		70			

評価点数 計	624			
--------	-----	--	--	--

審査会の意見の概要

白井市民プールは、平成18年4月から指定管理者制度を導入しましたが、3年間の指定管理期間が平成20年度で満了することから公募により次期の指定管理者の募集が行われ、1団体から応募があったものです。
 審査会では、応募団体について第1次審査を行い、サービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている基準点数を上回ったことから、第2次審査・総合審査を行いました。
 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数で高い評価を得て、市が最低必要としている基準点数を上回る「株式会社協栄 千葉支店」を白井市民プールの指定管理者の候補者として決定しました。

〔候補者の主な選定理由〕

- ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること
- ② 売店や各種教室など自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した管理が期待できること
- ③ 白井市民プールや多くの類似施設を管理している実績、団体の財務状況、管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること

白井市白井運動公園の指定管理者の指定について

白井市都市公園条例第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり白井運動公園の指定管理者を指定しました。

1. 公の施設の名称等

施設名：白井市白井運動公園

所在地：白井市神々廻1728番地の1

2. 指定管理者となる団体

団体名：三幸株式会社

代表取締役 橋本 有史

所在地：東京都千代田区大手町二丁目6番2号

3. 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 選定理由

指定管理者選定審査会において、最も高い得点を獲得し選定された団体であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できるため

5. 選定の経緯

●公募・非公募の別 公募

●募集要項の配布 平成20年7月1日～7月31日

●現地施設説明会 平成20年7月17日

●応募受付 平成20年7月18日～7月31日

●選定審査会

(第1回) 平成20年6月24日

・審査手順の検討、決定

(第2回) 平成20年9月1日

・諮問

・審査票の検討、決定

・対象施設の現地視察

・第1次審査(書類)

・第1次審査通過団体の決定

(第4回) 平成20年9月24日

・第2次審査(面接)

・総合審査(候補者の選定)

●答申 平成20年10月31日

●指定管理者の候補者の選定 平成20年11月10日

●指定議案提出 平成20年12月17日

(平成20年第4回白井市議会定例会)

●指定議案の議決 平成21年1月19日

●指定告示 平成21年1月22日

6. 応募団体数 3団体

7. 指定管理者選定審査会の選定審査表 別添のとおり

白井運動公園指定管理者候補者選定審査票

選定基準	審査項目	候 補 者	第2順位	第3順位	
		三幸(株)	B	C	
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (基準点数:5点×6人=30点)	32	36	33	
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービスの向上方法について (5点×6人=30点)	34	38	33	
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×6人=30点)	30	32	32	
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実施計画について (5点×6人=30点)	35	36	37	
	・緊急時の対応について (5点×6人=30点)	33	32	35	
	・利用促進の仕方について (5点×6人=30点)	40	36	31	
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)	30	30	30	
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)	35	36	36	
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)	43	42	43	
	・類似施設の運営実績について (5点×6人=30点)	40	38	40	
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)	39	42	36	
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理運営体制について (5点×6人=30点)	35	38	34	
	・職員等の研修計画について (5点×6人=30点)	35	40	38	
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	・個人情報の保護について (5点×6人=30点)	32	30	37	
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	・関係法令について (5点×6人=30点)	34	31	32	
サービス等の評価点数 [基準点数 15項目×5点×6人=450点]		527	537	527	

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	〔3施設一括〕 ・指定管理料金及び収支計画書について	125	70	55	
価格評価点数		125	70	55	

評価点数 計	652	607	582	
--------	-----	-----	-----	--

審査会の意見の概要	白井運動公園については、これまで施設警備など一部の業務で民間委託を進めながら市直営で管理してきましたが、平成21年度からはサービス向上と経費節減効果が期待される指定管理者制度に移行することとして、公募により新たに指定管理者の募集が行われ、3団体から応募があったものです。 審査会では、応募のあった3団体について第1次審査を行い、全ての団体でサービス等の評価点数の合計が市の最低必要としている基準点数を上回ったことから、全団体について第2次審査・総合審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数に価格評価点数を加えた評価点数の合計が3団体の中で最も高い「三幸株式会社」を白井運動公園の指定管理者の候補者として決定しました。 また、第2順位、第3順位として決定した2団体は、市が最低限必要としている基準点数を上回っており、団体の財務状況や類似施設の運営実績などから、当該施設の指定管理者の候補者になりうる十分な能力を有していると判断しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 市民サービスの向上方法の提案から、市民サービスの向上が期待できること ② 多様な自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した管理が期待できること ③ 多くの類似施設を管理している実績や団体の財務状況、施設、設備の維持管理の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待されるとともに、指定管理料の額の提案から経費節減効果が期待できること 〔付帯意見〕 応募のあった3団体については、サービス等の評価で市の求める基準を大きく上回る結果となっており、いずれの団体も候補者として十分な資格を有していると判断される中、候補者となった三幸株式会社は、一定のサービス水準を確保しつつ、経費節減にも積極的に取り組む計画が評価されたもので、限られた経費の中でより効率的な管理を行い、さらに高いサービスが提供されるよう候補者の努力を期待します。				
-----------	--	--	--	--	--